

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営理念の下、株主や得意先をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダー(利害関係者)に対して、持続的な成長と企業価値向上を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

この方針に基づき、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等を中心とした内部統制システムの改善を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

またコーポレートガバナンスコードを踏まえ、公正で透明性の高い経営体制を構築するとともに、迅速・果断な意思決定の推進に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、現状の機関投資家、海外投資家比率に鑑み、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後一定の水準に達した場合には、実施について検討してまいります。

【補充原則 4-2-1 自社株報酬】

当社は健全なインセンティブとして、中期業績連動報酬を導入し、固定報酬との適切なバランスを取締役会にて決定しております。

自社株報酬については、現在導入しておらず今後時期を見て検討したいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、相手企業との中長期的な関係・提携強化を図り、当社の企業価値の向上を高めることを目的に、政策保有株式を保有することとしております。

また、当該保有目的の合理性については、管理部門の責任者による検証を適宜おこない、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

また、政策保有株式の議決権行使については、当該企業の持続的な成長と当社の企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に検討し、提案された議案の賛否を判断しております。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者間取引をおこなう場合には、当社取締役会でその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施し、法令の規定に従い情報を開示しております。また、当該関連当事者に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は年金制度の適正な運用をめざし、管理部門の責任者を中心に人事部門、経理部門が連携し、運用受託機関の運用実績を定期的にモニタリングしております。なお、運用受託機関の選定に際しては、スチュワードシップ・コードへの取り組みについても十分な確認を行っております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念や経営戦略、経営計画についてはWEBサイトで開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、コーポレートガバナンス報告書やWEBサイト等で開示しております。

(3)取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成され、適切なバランスを踏まえ、取締役会の決議により決定しております。また監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。なお、取締役の報酬総額については、株主総会の決議により限度額を決定しております。

(4)取締役の指名については、代表取締役の起案に基づき、取締役会にて経験、能力等について判断し、決定することとしております。また、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、原則として取締役会で解任を決議し、株主総会で決議することとしております。

(5)取締役候補者の個々の選任・指名理由は以下の通りです。なお、現在まで解任された取締役はおりません。

・吉野 周三

当社入社以来、一貫して販売部門の重責を歴任し、2003年からは代表取締役社長、2015年からは代表取締役会長として、長年に亘り経営全般に携わり、豊富な業務経験と知見を有しております。今後も経営管理・事業運営、経営の監督という観点から当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任いたしました。

・佐藤 正浩

当社入社以来、管理部門の重責(総務部長、経理部長、人事部長、管理統括部長)を歴任し、2013年からは代表取締役社長として、豊富な業務経験と知見によりリーダーシップを発揮しております。今後も経営管理・事業運営、経営の監督という観点から当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任いたしました。

・谷口 英彦

当社入社以来、主に中国海外子会社の董事長・総経理、海外事業部門の重責を歴任し、グローバルで豊富な業務経験と知見を有しております。

今後も当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開を図るにあたり適任であると判断したことから選任いたしました。

・赤岡 洋三

当社入社以来、品質管理・医機法制の担当部門の責任者として品質システム構築に寄与し、加えて現在は開発部門を統括する任にあり、多岐に亘り幅広く豊富な知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任いたしました。

・藍 純男

当社入社以来、中国海外子会社の董事長・総経理、国内子会社の代表取締役社長を歴任し、グローバルで豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開を図るにあたり適任であると判断したことから選任いたしました。

・遠藤 晋一

当社入社以来、水戸工場長・開発担当ならびにベトナム海外子会社の社長を歴任し、グローバルで豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開を図るにあたり適任であると判断したことから選任いたしました。

・秋元 克也

当社入社以来、一貫して販売部門の重責を歴任し、豊富な業務経験と業界に関する高い知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任いたしました。

・橋井 敦

当社入社以来、一貫して管理各部門の責任者を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を公正・的確におこなっていただくことに適任であると判断し、監査等委員である取締役を選任いたしました。

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書2.1【取締役関係】「会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則 4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会での決議事項については、取締役会規程で定めております。また代表取締役、担当取締役、執行役員、各部門長毎の決裁権限基準を定め、迅速な業務遂行をおこなっております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の基準および日本取締役協会におけるモデルを参考にするとともに、対象者の経歴、見識、人格等を含め、取締役会での建設的な議論に貢献できる人物を選定することとしております。

【補充原則 4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模】

当社は定款において取締役の人数を14名以内(内、監査等委員である取締役は4名以内)と定めており、現在は取締役11名(内、監査等委員である取締役4名)で構成しており、適正であると考えております。

また当社の経営戦略の実現、企業価値向上に向け、取締役の選任にあたっては取締役会の多様性やバランスを勘案するとともに、候補者の人格や見識を基に選定しております。

【補充原則 4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役等の兼任状況につきましては、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会のさらなる実効性確保ならびに機能向上を目的として、全取締役を対象としたアンケート調査を実施するとともに、アンケートの回答内容を踏まえ面談による意見聴取を行い、その後取締役会にて審議いたしました。

調査の結果としましては、当社取締役会は構成の多様性が確保されており、中長期的な企業価値向上のための議論も活発に行われていることから、その実効性は確保されているものと評価しております。

今後も、取締役会の実効性の向上を図るとともに、監督機能の更なる強化に努めてまいります。

【補充原則 4-14-2 取締役に対するトレーニング】

当社は、各取締役が、求められる役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得できるよう、必要に応じて社内・社外の研修等の受講を斡旋するとともに当該費用の支援をおこなっております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との建設的な対話が重要であると認識し、株主及び投資家対応の担当部門を設けて対話をおこなっております。

主なIR活動として、決算説明会(年2回)、取材対応(随時)、WEBサイトの運営(問い合わせ対応等)に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
つづき企画株式会社	1,154,600	11.95
中尾 廣政	644,532	6.67
中尾奨学財団	600,000	6.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	435,600	4.51
横浜銀行	422,400	4.37
中尾 政嗣	251,196	2.60
明治安田生命保険	211,200	2.19

日本カストディ銀行	207,300	2.15
笠原 正孝	200,500	2.07
相川 文雄	140,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原田 彰	他の会社の出身者													
磯貝 和敏	公認会計士													
日暮 良一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田 彰			原田彰氏は、当社と取引のある三井住友信託銀行株式会社にて過去勤務しておりました。	長年に亘り金融機関で培った経験および知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的にこなっていただくことに適していると判断し、監査等委員である社外取締役といたしました。また一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しています。

磯貝 和敏			磯貝和敏氏は、当社と取引のある有限責任あずさ監査法人に過去勤務しております。	長年に亘り公認会計士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的にこなすに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役といたしました。 また一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しています。
日暮 良一				長年に亘り企業分析の分野において培った経験と豊富な知識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的にこなすに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役といたしました。 また一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置していませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置するものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、会計監査での指摘事項などの諸課題につき適宜意見及び情報の交換をおこなっております。
また、内部監査部門から業務監査の結果や財務報告に係る内部統制の評価結果につき、適宜報告を受けるとともに、必要に応じて報告を求めるなど緊密な連携を保っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動報酬の導入について決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書には、取締役の年間報酬総額として株主総会決議に基づく報酬および利益処分による役員賞与の合計額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成され、適切なバランスを踏まえ、取締役会の決議により決定しております。また監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成され、監査等委員会の協議により決定しております。なお、取締役の報酬総額については、株主総会の決議により限度額を決定しております。(2016年3月開催の定時株主総会の決議内容)
取締役の報酬限度額:300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)
監査等委員である取締役:50,000千円以内

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専門部署はありませんが、適宜総務部の担当者から情報伝達をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は、取締役11名(内4名は、監査等委員である取締役)で構成しており、3か月に1回以上の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項等を決定するとともに、取締役の職務執行の状況を監督しております。また、業務執行取締役を中心に構成される経営会議を設置し、経営重要課題の対策や経営戦略、将来構想等の重要事項を策定し、取締役会へ上程しております。さらに執行役員制度を採用することにより、効率的かつ迅速に業務執行ができる体制をとっております。監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)で構成しております。このように取締役会及び経営会議、監査等委員会による適正な経営の監視により、公正で透明性の高い経営体制を構築していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と企業価値向上に向け、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の透明性と機動性向上を目的として監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年度は、招集通知を法定期限の1日前に発送いたしました。今後も引き続き早期発送に努めてまいります。
その他	株主総会において、映像を活用した事業報告をおこなうなど、活性化に取り組むほか、招集通知を当社ホームページに掲載し、議決権行使の円滑化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の動画を、定期的(2月、8月)に当社WEBサイトで配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにはIRサイトを設けており、個人投資家向けのコンテンツを追加するなど内容を充実しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務は経営企画部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「内部統制システムの基本方針」を取締役に於いて以下の通り決議し、内部統制システムの整備を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - ロ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は当社及びグループ会社の業務執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監視・監督する。
 - ハ. 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。
 - ニ. 当社は常にコンプライアンスを念頭に置く企業文化の確立を目指し、「倫理規範」を定めた上で、取締役及び使用人の意識向上に向け周知徹底を図る。
 - ホ. コンプライアンス体制の充実のため、内部通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。
 - ヘ. 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査等委員会に適宜報告する。
 - ト. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引もおこなわないとする方針を堅持する。
- 当社は、従来より社内窓口部署を設け、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき記録・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント委員会はリスク管理規程に基づき、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制を統括し、基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- ロ. 各部門及びグループ会社の責任者は、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- ハ. 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応をおこなう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- ロ. 取締役で構成される経営会議において、業務執行上の重要事項の情報共有や審議をおこなうとともに、執行役員及び部門長で構成される事業統括会議等の会議体において、施策の進捗管理をおこなう。
- ハ. 取締役会は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、取締役及び使用人はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理をおこなう。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の経営管理については、当社経営方針・事業計画及び社内規則に即して企業集団の統治を図るとともに、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保する。
- ロ. 子会社の取締役を当社から派遣し、当該取締役は子会社の業務執行状況を指導・監督の上、当社取締役会に報告する。
- ハ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、内部統制システムを整備することを基本とする。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置するものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 当該使用人の任免等の人事については、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 取締役又は使用人が、重大な法令違反や当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備する。
- ロ. 監査等委員会は必要と判断した場合に、取締役及び使用人から報告を受けることができるとともに、必要に応じて重要と思われる会議に出席できるものとする。
- ハ. 監査等委員会へ報告したことを理由とした不利な取り扱いを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をおこなう。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換をおこなうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、適切に当社が処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引もおこなわないとする方針を堅持する。

当社は、従来より社内窓口部署を設け、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

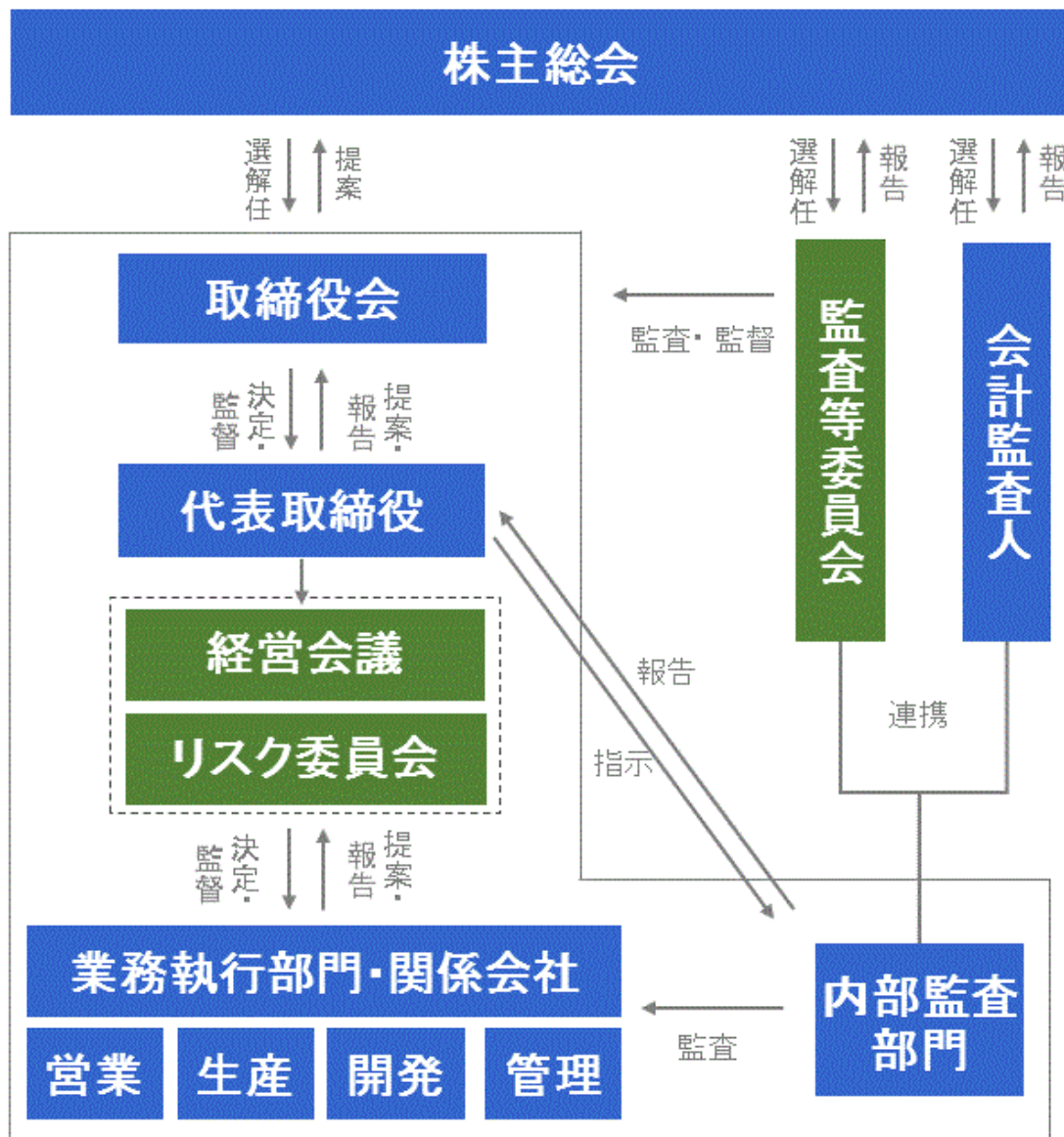
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制についての模式図】

